平成２１年（フ）第３３号
岡山市北区津島京町２丁目12番44号
破産者　坂本　佳子
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６６７号
神奈川県綾瀬市早川801番地
破産者　株式会社松沢
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６６号
滋賀県愛知郡愛荘町栗田328番地
破産者　株式会社くりや
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（フ）第９６号
福岡市西区下山門２丁目21番14号
破産者　株式会社こばやし
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４８号
青森県上北郡おいらせ町一川目１丁目73番地45
破産者　田中　フミ
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　破産債権の届出がすべて取り下げられ、破産手続に参加する債権者が存在しない。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１７号
岩手県釜石市只越町３丁目５番１号
破産者　小澤　京子
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部

平成２２年（フ）第５３号
兵庫県赤穂市加里屋中洲２丁目33番地
破産者　中島　幸子
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１４９号
岡山県津山市野介代605番地２
破産者　岡本　好史
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第７９９号
京都市西京区桂後水町117番地１　レオパレス桂ＴＡＮＡＫＡ101、開始決定時の住所京都市南区久世殿城町１番地17
破産者　岩澤　匡彦
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４７号
広島県東広島市西条上市町６番１―802号
破産者　橋詰　由紀
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８７４号
広島市安佐北区亀山南２丁目55番５号
破産者　一品料理竹こと　木村　　敬
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０５号
広島市安佐北区亀崎２丁目20番97―204号
破産者　川本　明彦
法定代理人成年後見人　川本美津恵
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５１７号
福岡市博多区堅粕４丁目11番６―101号
破産者　石本美澄里
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３５０６号
札幌市中央区南14条西５丁目１番18―701号
破産者　大島　　茂
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８００号
札幌市西区八軒８条西１丁目４番28号ニューウエスト八軒101号室、開始決定時の住所札幌市西区琴似４条２丁目３番60号サンパレス琴似101号室
破産者　立野　　奨
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６８号
札幌市東区東苗穂９条２丁目５番８号　クレール３―101号
破産者　野中　佳紀
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３７号
福島県郡山市安積町荒井字大池21番地、破産手続開始決定時の住所福島県郡山市静町２番14号
破産者　横井　勝雄
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２７７２号
横浜市金沢区柳町17番地の３
破産者　熊谷　昌久
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部